

3-1 建設業界への協力要請

復興公営住宅整備事業において、平成25年当時は入札不調が続発し、公表済みの入居開始時期を見直すまでに至った。

そのため、建設業界と協議・調整を進めたところ、下記の2つ原因が浮かび上がってきた。

① 応札価格が予定価格に達しなかった

- ・ 県の標準単価及び見積価格と、応札者が見積もった価格に乖離が生じた。

② 標準工期より短縮した工期設定であった

- ・ 県では施工可能として工期を短縮したものの、復興事業により技術者が不足している状況下においては、余裕のある工期設定が望まれた。

こうしたことから、「復興住宅の供給促進」に向けて、関係団体等との情報交換と共有、被災・避難住民への情報発信等を目的として、「ふくしま復興住宅供給促進会議」を設置し、平成25年6月5日に第1回全体会議を開催した。

この会議には、全体会議と専門部会を置き、その構成員は、以下のとおりとした。

種別	No.	団体・機関等の名称
関係団体	1	社団法人福島県建築士会
	2	一般社団法人福島県建築士事務所協会
	3	一般社団法人福島県設備設計事務所協会
	4	福島県建築設計協同組合
	5	一般社団法人福島県建設業協会
	6	一般社団法人福島県電設業協会
	7	一般社団法人福島県空調衛生工事業協会
	8	社団法人福島県建築大工業協会
	9	全建総連福島県建設労働組合連合会
	10	公益社団法人福島県宅地建物取引業協会
	11	公益社団法人全日本不動産協会福島県本部
	12	福島県木材協同組合連合会
関係機関	13	独立行政法人住宅金融支援機構東北支店
	14	独立行政法人都市再生機構震災復興支援室 宮城・福島震災復興支援局
	15	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	16	一般財団法人ふくしま建築住宅センター
	17	公益財団法人福島県区画整理協会
	18	福島県耐震化・リフォーム等推進協議会
	19	福島県地域型復興住宅推進協議会
	20	東北電力株式会社福島支店
行政機関	21	関係市町村
	22	福島県企画調整部
	23	福島県企画調整部避難地域復興局
	24	福島県生活環境部
	25	福島県農林水産部
	26	福島県土木部

本会議における主な意見は、下記のとおり。

意見1：時間とコストの兼ね合いを考慮してほしい。時間短縮をすればコストは増大する。

回答1：工期短縮につながる提案については、積極的に協議に応じる旨を特記仕様書に明示した上で、施工者からの提案を積極的に採用し、実態に応じた変更設計を行う。

意見2：労務単価については、技能者不足、特に鉄筋工、型枠工は全国的に不足しているため、単価が見合わない場合があり、単価についても変更対象として欲しい。

回答2：労務単価については、2月の改正において、福島県は平均8.9%の上昇となっており、宮城県(4.5%)、岩手県(5.8%)の上昇率より高くなっている。今後も、実勢の労務単価が上昇した場合、実態に合わせた改正を行うよう、国に積極的に働きかける。

なお、工事の途中で労務単価が改正になった場合は、スライド条項での対応となる。

意見3：他県から人を呼んでも、宿泊施設が不足ぎみのため、空き仮設住宅を宿舎に転用願いたい。

回答3：県では、応急仮設住宅の空き住戸の活用を図るため、建設工事作業員用の仮設宿舎に転用することで制度を整備する。

意見4：住宅は多様な工法の採用が望ましい。基本はRC造であるが、補完的な工法として、多様な工法を採用して欲しい。

回答4：これまで復興公営住宅の整備において、標準設計による従来のRC造に加えて、工期短縮や鉄筋工、型枠工の不足に対応するため、PC造を多く採用してきた。今後は、早期完成を最優先に多様な工法の採用を検討し、復興公営住宅の一日も早い完成に向け取り組む。

3-2 県議会での議論の変遷

【平成23年度】

平成23年度は、震災直後の被災者の住宅対策として、恒久的な住宅としての復興公営住宅の供給計画や整備を早急に行うべきとの質問が出された

が、県は計画の策定支援や代行整備を行い、あくまで整備の事業主体は市町村であると答弁していた。

主な質問	答 弁
・復興公営住宅の供給計画について尋ねる。	・市町村の復興公営住宅の整備計画が前提となることから、県が市町村計画の策定を支援するとともに、県全体の供給計画を策定する。
・復興公営住宅を早急かつ大量に供給すべき。	・復興公営住宅の供給については、避難町村からの要請に基づき、必要戸数の整備に速やかに対応できるよう、県が代行事業を行うこととしたところであり、民間事業者も積極的に活用するなど、早期整備に努める。
・復興公営住宅の整備にどのように取り組んでいくのか尋ねる。	・県が計画策定を支援するとともに、代行事業を行うこととしたところであり、避難住民の早期の住宅確保に向けて全力で取り組む。

【平成24年度】

平成24年度当初予算では、公営住宅事業は市町村が主体で実施すべきという県の基本方針に従い、市町村が建設し県が支援するとして1,000戸を計画した。ところが1年以上たっても役場機能が移転し、職員が少ない市町村では、復興公営住宅を独自に建設できる体制に至らなかった。避難者の住宅対策はスピード感が求められたため、平成24

年6月議会において県直営の事業実施が議論され、避難町村の要請に応じて、復興公営住宅の整備を県が代行で実施することとした。さらには9月には県が500戸を建設する方針が決定し、整備スケジュールや進捗管理、さらには設計や整備手法に関する質問へ展開していった。

主な質問	答 弁
・復興公営住宅の建設を急ぎ、早急に提供できるよう具体化すべき。	・原子力災害による避難者の生活再建に向け、一日も早く供給するため整備に着手する。
・復興公営住宅の整備スケジュールについて尋ねる。	・9月補正予算で500戸分の用地費、用地造成費、設計費を計上し整備に着手する。
・復興公営住宅の整備を促進するため、民間事業者の活用が必要では。	・買取方式や設計者・施工者一括選定方式など様々な手法を検討し、民間事業者の活用を図る。
・復興公営住宅にユニバーサルデザインの考え方をどのように取り入れていくのか。	・高齢者や障害者を含む様々な方々が入居されることから、ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針や、公営住宅等整備基準に基づき、段差の解消や手すりの設置、安全・安心で利用しやすい住宅の整備に努める。
・木造でも整備すべき。	・整備箇所や用地の状況を判断し、構造を決定する。

【平成25年度】

平成25年度に入り、引き続き進捗管理や設計、整備手法に関することに加え、新たに入札不調への対応や用地取得状況、入居可能時期についての情報提供に関する質問も出された。

進捗管理においては整備の加速化、設計においては太陽光発電の導入や避難者からの要望への対応(木造戸建て、ペット可、物置の大型化など)が求められた。

主な質問	答 弁
・復興公営住宅を一日も早く供給するため、どのような工夫をして整備していくのか。	・建設関係団体等の力を結集して取り組む必要があるため、ふくしま復興住宅供給促進会議を設置する。 標準設計の採用による設計期間の短縮や民間活用方式による施工期間の短縮を図る。
・先行1,500戸の整備の進め方について尋ねる。	・500戸の設計完了次第、工事に着手する。残る1,000戸については用地確保を行い順次工事に着手する。
・整備の加速化に向け、どのような手法で取り組んで行くのか。	・標準設計の活用やプレキャストコンクリート工法の採用により工期の短縮に努めた。 さらに、都市再生機構への建設要請により加速化を図る。 また、民間事業者を活用した木造住宅の買取方式の導入も検討する。
・用地について、生活利便性を考慮し、土地区画整理事業地等を活用すべき。	・入居者の利便性に配慮し、土地区画整理事業地等も活用しながら用地選定を進める。
・整備状況と入居の見通しについて尋ねる。	・いわき市や郡山市で453戸の工事に着手した。 1日も早く入居いただけるよう整備の加速に取り組む。
・復興公営住宅の設計に当たり、避難者の要望への対応について尋ねる。	・住民意向調査や避難元市町村等との個別協議により建設戸数や敷地の状況を踏まえ設計に反映させる。
・太陽光発電を導入すべき。	・太陽光発電設備を設置し、発電した電力は集会所や共用部分に供給する。
・避難者が安心して暮らせる生活拠点の整備について尋ねる。	・復興公営住宅に集会施設をコミュニティの拠点として整備する。
・復興公営住宅について、十分な広さの住戸と物置を設置し、県産材の活用を図るべき。	・面積の広い3LDKを主体に整備する。 物置は全住戸に設置し、可能な限り広い面積を確保するとともに、県産材については、内装材や木造の集会所に使用するなど積極的に活用する。
・木造や一戸建ての建設について尋ねる。	・県産材活用や整備地域の景観に配慮し、木造や一戸建てについても検討する。

主な質問	答 弁
・入居者の心のケアや見守りしやすい復興公営住宅の設計について尋ねる。	・入居者同士の交流の場となる集会所を設置するとともに、コミュニティを醸成する住戸形式の採用や高齢者向けの1階住戸に緊急通報装置を設置するなどの配慮をする。
・木造の応急仮設住宅を復興公営住宅へ活用すべき。	・木材の再利用や工期の短縮の観点から、復興公営住宅の建築に活用が有効であると考え検討している。
・入札不調を踏まえた整備について尋ねる。	・作業員不足等による工事価格の高騰など受注環境の変化に対応するため、市場価格を踏まえた設計価格の見直しを実施し、速やかに工事に着手する。
・復興公営住宅の入居可能時期を早期に示すべき。	・長期にわたり避難を余儀なくされている方々に一日も早く生活設計を立てていただけるようにできる限り早い時期に全体の入居可能時期を示す。

【平成26年度】

平成26年度に入り、早期整備に向けた取組に関する質問が中心となった。

主な質問	答 弁
・早期整備に向け、どのように取り組んでいくのか尋ねる。	・PC工法の採用により工期短縮を図る。 さらに、都市再生機構へ建設要請を行うとともに、民間事業者を活用した木造住宅の買取方式を導入したところであり、早期整備に全力で取り組む。
・一日も早く完成させるため、整備手法を工夫すべき。	・鉄骨造の採用など多様な整備手法により工期短縮を図り、一日も早い完成に向け全力で取り組む。
・復興公営住宅の建設における資材の高騰や人員不足の対策を国に求めるべき。	・資材や人件費の高騰に対応するため建設工事費の上限額の引き上げが国から認められたところ。 引き続き更なる増額を要望していく。
・復興公営住宅建設地に隣接する道路の整備を県が受入市町村に代わって行うべき。	・隣接道路の整備は県代行による施工も含め市町村と調整を図る。

主な質問	答 弁
・整備を加速するため、どのように取り組んで行くのか尋ねる。	・完成の見通しに遅れが生じたことから、あらゆる手段を講じ工期短縮に努める。 こうした考えの下、ふくしま復興住宅供給促進会議を開催し、関係団体等と総力を結集し、整備を加速するよう全力で取り組む。
・整備状況について、避難者へどのように伝えていくのか尋ねる。	・復興公営住宅の地区ごとの工程表を公表し、ホームページで工事の進捗状況や入居予定日をお知らせするとともに市町村と連携を密にしながら、きめ細かな情報の提供に取り組む。

【平成27年度】

平成27年度も進捗状況と早期整備に向けた取組に関する質問が継続した。

主な質問	答 弁
・復興公営住宅整備の進捗状況と早期整備に向けた取組について尋ねる。	・避難されている方々の一日も早い生活再建のため、今後とも、あらゆる手段を講じて早期整備に努める。
・いわき市内の復興公営住宅の整備における進捗状況と今後の見通しを尋ねる。	・いわき市内の復興公営住宅については、整備計画1,768戸のうち415戸の建築工事に着手し、本年8月末で262戸が完成しており、更なる整備の加速化を図り、平成29年度末までの全戸完成に向けて全力で取り組む。
・整備の見通しと早期整備に向けた取組について尋ねる。	・整備計画に掲げた4,890戸について、平成29年度末までに完成する見通しとなった。 今後とも、あらゆる手段を講じて早期整備に取り組む。
・復興公営住宅の品質確保にどのように取り組んでいくのか尋ねる。	・建築・設備工事共通仕様書等に基づき工程ごとに検査を行い、買取方式では、建設中に第三者機関による検査を義務づけ、完成後に県による検査を行うことでその確保に努めている。 今後とも、工事監督業務を厳密に行うなど、品質の確保に取り組んでいく。

【平成28年度】

平成28年度については、復興公営住宅の整備が進むにつれ、次第に復興公営住宅の工期や品質確保への取組についての質問にシフトしていった。

主な質問	答 弁
<ul style="list-style-type: none"> 復興公営住宅の整備について、現在の取組状況と今後の見通しを尋ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 整備の加速化を図るため、直営、買取り、設計・施工者一括選定など多様な発注方式を採用し、今年度末までに約65パーセント、3,173戸の完成を予定。 平成29年度末までの完成目標の確実な達成に向け、関係機関との連携を密にし、取り組んでいく。
<ul style="list-style-type: none"> 買取型復興公営住宅の品質確保にどのように取り組んでいるのか尋ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく設計評価及び建設評価の取得を義務づけ、評価機関による施工の各段階の検査を実施している。 また、買取検査の技術的基準を定め、厳格な検査を実施し、品質確保に取り組む。

3-3 復興庁との議論

1 背景

平成24年8月19日に「国と県・双葉8町村との協議」が開催された。この場において、佐藤雄平知事（当時）から避難者の生活拠点に関する関係市町村・国・県による協議について提案したことを契機として、「長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会」が設置されることとなった。

2 第1回長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会の開催

〔日時〕 平成24年9月22日(土)18:00~20:00

〔場所〕 ホテルハマツ 2階「開成」

〔出席者〕

市町村：福島市長、会津若松市副市長、郡山市市長、いわき市長、二本松市長、田村市副市長、南相馬市長、川俣町副町長、広野町長、楢葉町長、富岡町長、川内村長、大熊町長、双葉町長、浪江町長、葛尾村長、飯館村長、西郷村長

国：平野復興大臣、吉田復興副大臣、若泉復興大臣政務官、稲見総務大臣政務官

県：佐藤知事、内堀副知事ほか

(1) 設置趣旨

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、「避難元自治体」「受入自治体」からなる協議会を設置。

(2) 協議事項

- ①長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整
- ②避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、復興公営住宅のモデル的整備について検討・調整
- ③その他

(3) 協議会の構成等

①協議会

協議会は、復興大臣、福島県知事、避難元自治体の首長及び受入自治体の代表の首長等により構成。(参考)参照

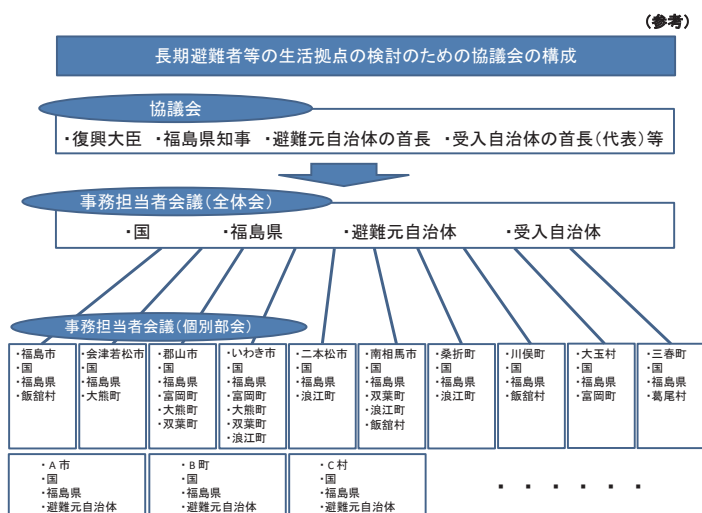
②事務担当者会議(全体会)

協議会に事務担当者会議(全体会)を置く。事務担当者会議(全体会)は国、福島県、避難元自治体及び受入自治体の事務担当者により構成。

③事務担当者会議(個別部会)

協議事項に係る検討・調整を円滑に進めるため、事務担当者会議(全体会)に受入自治体ごとの事務担当者会議(個別部会)を置く。事務担当者会議(個別部会)は受入自治体ごとに、国、福島県、当該自治体での生活拠点の形成を検討する避難元自治体及び受入自治体の事務担当者により構成。

*その他協議会の運営に関して必要な事項は、福島県知事が復興大臣と協議して定める。



(4) 会議の概要

長期避難者等の生活拠点の検討のため、避難元自治体の首長、受入側自治体の首長、知事、復興大臣による協議会を設けること、及び今後速やかに事務担当者会議(全体会)を開催した後、受入自治体ごとの個別部会において具体的な検討に着手することを提案し、出席者の了承を得た。

復興公営住宅に関しては、必要戸数の把握や将来にわたる維持・管理、高齢者向け住宅やペット共生住宅の必要性、将来の一般公営住宅への切り替え、などが課題として挙げられた。

3 第2回長期避難者の生活拠点の検討のための協議会の開催

〔日時〕 平成25年6月9日(日)16:00~18:00

〔場所〕 ビックパレットふくしま 3階中会議室

〔出席者〕

市町村:福島市長、会津若松市副市長、郡山市市長、いわき市長、二本松市長、田村市長、南相馬市副市長、桑折町長、川俣町長、大玉村副村長、三春町長、広野町長、楡葉町長、富岡町長、川内村長、大熊町長、双葉町長、浪江町長、葛尾村副村長、飯館村長

国:根本復興大臣、浜田復興副大臣、坂本総務副大臣、峰久総局事務局長

県:佐藤知事、内堀副知事ほか

(1)会議の概要

長期避難者等の生活拠点の整備をさらに進めるため、国からコミュニティ復活交付金、避難者受入経費への財政措置の見直し及びコミュニティ研究会等についての説明、県からは復興公営住宅の先行整備の進捗の説明を行い、市町村長と意見交換を行った。

復興公営住宅に関しては、先行整備500戸の進捗状況の報告と、県の整備計画の公表とこれを踏まえた整備方針のとりまとめを経た本格整備へのスケジュールが示された。

①コミュニティ復活交付金(長期避難者生活拠点形成交付金)について

制度の特徴は、1)復興公営住宅を中心とした基盤整備とコミュニティ維持のためのソフト施策を一体的に実施、2)関連基盤整備等事業については、避難者の増加への対応や長期にわたる避難生活の安定という観点から対象事業を充実、3)福島県、受入自治体、避難元自治体が連携し、共同で「生活拠点形成事業計画」を策定、という3点である。

②避難者受入経費への財政措置の見直しについて

避難者受入に係る財政措置の充実を図る観点から、原発避難者特例法の避難住民の受入に伴う経費の算定方法(市町村分)につ

いて、個別の受入れ事務に要する経費を積み上げる方式から、一人当たりの標準的な受入れ経費の単価を用いる方式に見直された。

③コミュニティ研究会について

避難元自治体、福島県、関係省庁が有識者等の意見を聴取しながら、良好なコミュニティを確保する方策をハード・ソフト両面にわたって検討するための研究会を設置した。

検討課題は、以下の5つ。

- 1)復興公営住宅におけるコミュニティスペースの確保策
- 2)避難者のコミュニティを形成するためのソフト施策
- 3)避難者の健康的な生活を確保するためのソフト施策
- 4)避難者と受入自治体住民との交流の場の確保策
- 5)その他コミュニティ維持のための方策

構成員は、避難元自治体、福島県、国(復興庁を始め、関係府省)。

スケジュールは、6月下旬に第1回研究会を開催し、10月にかけて有識者等へのヒアリングと施策の検討を行い、11~12月に方針・施策案をとりまとめ。

④復興公営住宅の先行整備の進捗について

復興公営住宅は先行で500戸の整備を進めており、郡山市、会津若松市、いわき市の3市9地区において、用地取得、設計等に着手済みで、設計が完了次第、順次工事に着手。平成25年度に予算化した1,000戸についても早期に建設地を定めて順次工事に着手する予定。

⑤今後のスケジュールについて

6月中旬に福島県が復興公営住宅の整備計画を公表し、これを踏まえて受入自治体ごとの個別部会を開催して、個別部会ごとに順次整備方針を取りまとめる。

この整備方針を踏まえて、コミュニティ復活交付金を活用した復興公営住宅の本格整備と関連基盤整備、避難者支援事業等に取り組む。

⑥個別協議の開催状況

この個別部会は、平成24年度に10回、平成25年度に28回、平成26年度に14回、平成27年度に4回の合計56回開催された。

受入自治体	避難元	開催日	議題等
福島市	飯館村 浪江町	24.12.21	飯野町での住宅整備について
		25.4.11	生活拠点の各種課題について
		25.7.5	笹谷、北信での住宅整備について、土地情報など
		26.5.30	北沢又での住宅整備について
		26.7.23	北中央での住宅整備について
会津若松市	大熊町	24.11.6	生活拠点の確保に関する課題検討ほか
		24.12.19	生活拠点の確保・整備の方針について
		25.3.28	生活拠点の確保・整備の方針ほか
		25.8.8	生活拠点の確保・整備の方針、国道118号線拡幅事業等
		26.3.3	入居募集案内、国道118号線拡幅計画について
		26.9.24	白虎町他での復興公営住宅整備について
郡山市	富岡町 大熊町 双葉町	24.11.21	生活拠点の確保に関する課題検討ほか
		24.12.21	生活拠点の形成に向けた方針について
		25.3.26	生活拠点の確保・整備の方針ほか
		25.8.6	生活拠点の確保・整備の方針、土地情報等
		26.2.26	入居募集案内、土地情報について
いわき市	浪江町 富岡町 大熊町 双葉町	25.6.23	復興公営住宅整備計画について、他
		25.7.12	候補地情報、生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題
		25.9.12	生活拠点の形成に向けた方針、候補地について
		25.12.16	整備候補地について
		26.3.25	整備候補地、関連基盤整備、コミュニティ交流員について、他
		26.9.24	整備候補地、関連基盤整備事業について
		26.12.16	整備候補地、サポート施設整備事業について
		27.8.5	整備候補地、サポート施設整備事業について、他
		27.10.23	北部清掃センター長寿命化事業について
		28.2.19	関連基盤整備事業について、他
白河市	双葉町	26.2.4	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		26.5.27	整備候補地、生活拠点の形成に向けた取組方針について
二本松市	浪江町	25.5.21	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		25.7.3	生活拠点の確保・整備の方針、根柄山での整備の検討について
		26.8.26	表、若宮地区での整備について
		27.5.13	道路事業について（石倉、表）
田村市	大熊町	25.7.11	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		26.2.3	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
南相馬市	浪江町 飯館村 双葉町	25.2.7	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		25.7.8	生活拠点の整備、土地情報について
		26.7.30	道路事業（上町）、下水道事業（北原）、整備候補地について
本宮市	浪江町 大熊町	25.12.25	災害公営住宅整備に関する協定について、他
		26.4.30	道路事業（仁井田）、スポーツ交流事業について、他
		27.2.26	コミュニティ交流広場整備事業について、他
桑折町	浪江町	25.1.30	復興公営住宅整備に関する各種課題について
		25.10.11	生活拠点の形成に向けた方針について
		26.9.22	東段地区での復興公営住宅の追加整備について
川俣町	飯館村	25.4.15	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		26.3.3	生活拠点の形成に向けた取組方針について、他
		26.3.18	復興公営住宅整備（壁沢地区）について
大玉村	富岡町	25.5.30	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題
		25.7.2	生活拠点の整備について
三春町	葛尾村 富岡町	25.2.4	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		25.4.23	生活拠点の形成に向けた方針について、他
		25.5.31	恵下越地区における生活拠点の形成について、他
		25.6.13	恵下越地区における生活拠点の形成について
		25.7.18	生活拠点の整備について、他
26.4.22	町道整備（平沢）、グループホーム整備について		
広野町	富岡町 大熊町	26.5.16	生活拠点の確保・整備に係る主な検討課題について、他
		26.9.22	下北迫での住宅整備について
開催状況	平成24年度	10回	
	平成25年度	28回	
	平成26年度	14回	
	平成27年度	4回	
	計	56回	

3-4 国土交通省との連携

1 復興加速化会議

復興加速化会議は、復興事業を進めるにあたり、発注機関である国土交通省、岩手県、宮城県、福島県、仙台市や建設業団体の代表者等が集まり、現在の状況を報告するとともに、必要な施工確保対策をとり、復興を推進するため開催されているものである。

(1) 目的

近年の土木・建築工事分野における工事量の減少やそれに伴う技術者の減少が進んでいた中、被災地では復旧・復興事業が本格化してきており、従来の手法だけでは対応しきれないことが予見された。

そのため、定期的に関係団体との情報共有や意見交換を行うことにより、第一線の現場の声を聞くことで早急に対応策を打ち立てることを目的とする。

(2) 構成員

① 業界団体

- 1) 東北建設業協会連合会
- 2) 一般社団法人日本建設業連合会
- 3) 全国生コンクリート工業組合連合会
- 4) 一般社団法人セメント協会
- 5) 一般社団法人全国コンクリート製品協会

② 地方自治体

- 1) 岩手県 2) 宮城県 3) 福島県 4) 仙台市

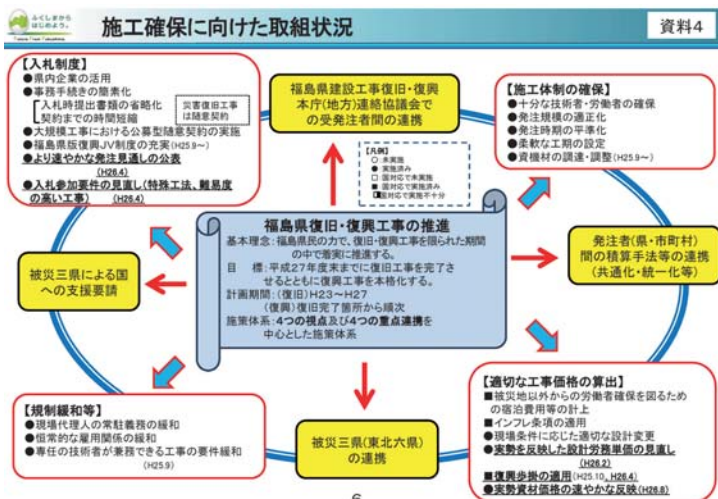
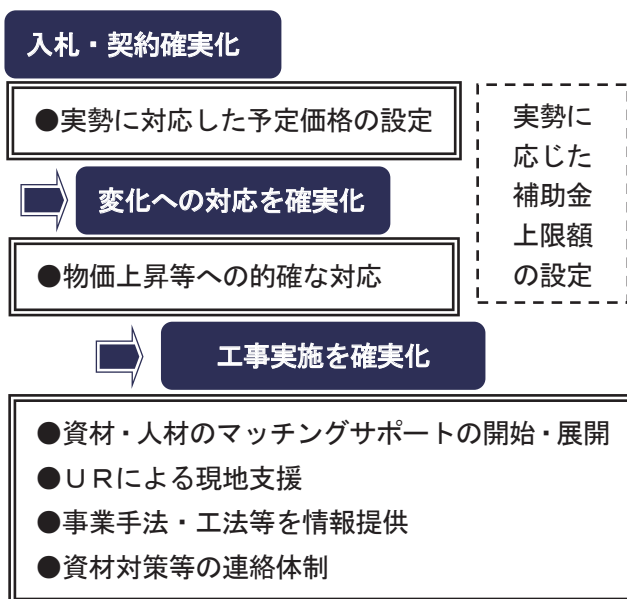
③ 国等の機関

- 1) 復興庁宮城復興局
- 2) 経済産業省東北経済産業局
- 3) 農林水産省東北農政局
- 4) 国土交通省東北地方整備局
- 5) UR都市機構

(3) 開催状況

開催日	主な打ち出し施策
H25. 3. 3 第1回	・生コン不足対策で、国が生コンプラントを2ヶ所設置
H25. 10. 7 第2回	・入札不調対策として、各機関の発注見通しを統合 ・災害公営住宅の施工確保
H26. 2. 1 第3回	・土木工事間接費割増し（復興係数）の導入（建築工事適用なし）
H26. 9. 27 第4回	・災害公営住宅に「工事確実実施プログラム（※1）」の導入及び「営繕積算方式（※2）」普及・促進
H27. 1. 31 第5回	・公共工事設計労務単価改定を4月から2月に前倒し
H27. 12. 19 第6回	・復興地域で先進的にi-Construction（ICT土工）に取り組む
H28. 12. 17 第7回	・復興係数の継続 ・働き方改革の先進的導入（担い手の確保・育成）
H29. 12. 16 第8回	・復興係数の継続 ・自治体への技術的支援等を通じた生産性向上

※1「災害公営住宅工事確実実施プログラム」



2 標準建設費の見直し等

東日本大震災では、復旧・復興事業の増大に伴い、労務・資材不足が発生し、災害公営住宅建設費が大きく高騰した。

このため、平成25年9月1日から岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、被災地における建築工事費の上昇を踏まえ、被災3県の標準建設費について、主体附帯工事費を15%増額するとともに、工期の短縮等による工事費の上昇等に対応するための特例加算が追加された。

平成27年1月1日からは、被災地における工事費の状況や軟弱地盤、離島部における工事実施等の特殊な条件に対応するため、標準建設費のさらなる引き上げが措置された。

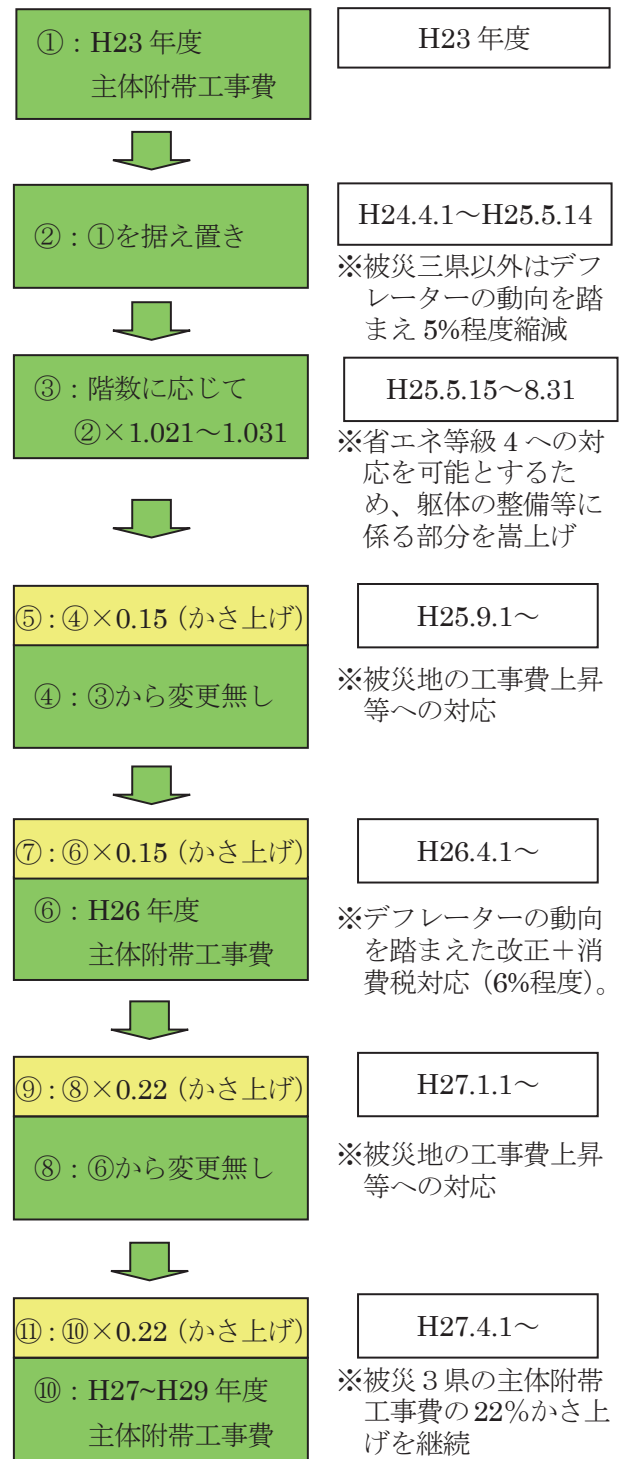
また、建設費が補助限度額を超え、事業主体の負担が大きくなるように、国土交通省住宅局においては、標準建設費を随時見直している。

(1) 標準建設費＝「主体附帯工事費」＋「特例加算」

標準建設費とは、建設にかかる費用の補助対象上限額であり、公営住宅法に基づき、住宅の立地・構造・階数等に応じ、毎年の物価変動を反映して国土交通大臣が定める額である。

標準建設費は、主体附帯工事費(地区、地域・構造・階数等により決定される金額)及び特例加算(特別な工事により費用を要する場合に加算される金額)によって構成されている。

被災3県の主体附帯工事費に係る金額の変遷



特例加算の拡充

平成25年9月1日付けで、被災地の工事費上昇等への対応として標準建設費の改正と併せ、特例措置として新規に「その他特別工事費」の枠が設置された。

①同附則第2条第3項：別表第2(15)

「その他特別工事費①」

ア 上限額：1戸あたり2,695,000円

地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合に適用する。

イ 適用範囲

環境共生のための設備等で標準化されたもの以外で、当該地域特有の事情により必要な設備等

ウ 具体例

太陽光発電設備や蓄電池の設置

②同附則第2条第3項別表第2(15)

「その他特別工事費②」

ア 上限額：1戸あたり2,695,000円

地域特有の事情等により、特殊な条件下で工事を実施する必要がある、やむを得ない場合においては、国土交通大臣が別に決定した額で適用する。

また、その他特別の事情がある場合に適用する。

イ 適用範囲

予測されない事故等による手戻り工事、特別な事情による工事費の増額等(その他特別工事費①に該当するものを除く)

ウ 具体例

- ・バランス釜との差額、
- ・景観に配慮した勾配屋根や地形の特殊性による雁行型等の差額
- ・インフレスライド
- ・労働者確保、宿泊所建設等

新たな対応

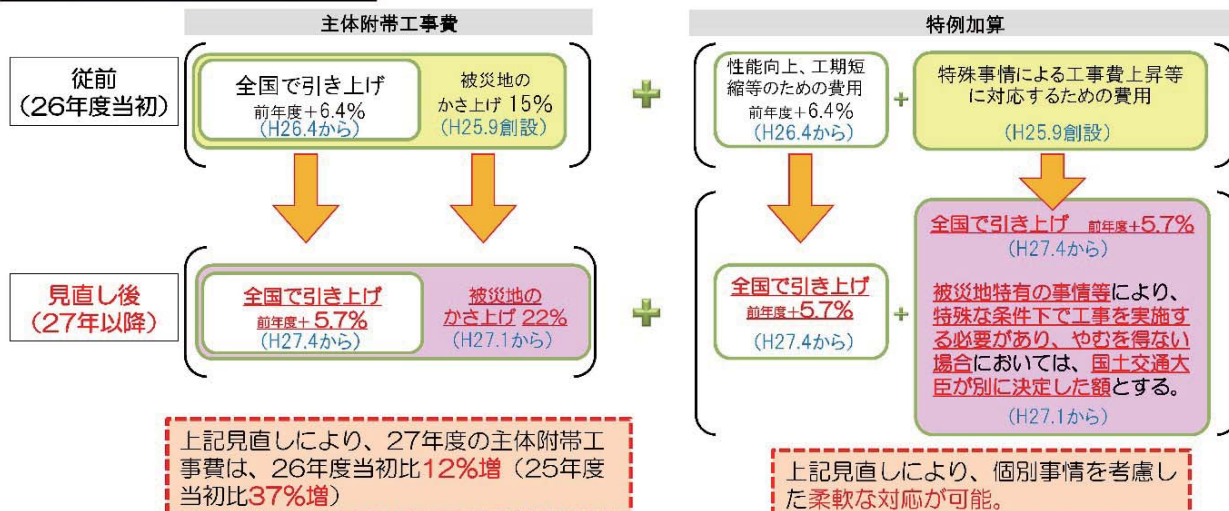
被災3県における標準建設費のさらなる見直し

○ 被災3県における標準建設費のさらなる見直し

○ 被災3県における公営住宅に適用される標準建設費(補助対象上限額)について、被災地における工事費の状況や、軟弱地盤、離島部における工事実施等の特殊な条件に対応するため、さらなる引き上げを措置。(併せて、平成27年度予算案において、全国の標準建設費について、物価変動を踏まえた見直しを行う)

見直し内容(中層の場合)

※標準建設費：公営住宅法に基づき、住宅の立地・構造・階数等に応じ、毎年の物価変動を反映して国土交通大臣が定める額。



※ 主体附帯工事費+特例加算 (EV設置+雪害防除+性能向上+特殊事情)の総額の試算例【仙台市、中層耐火構造・片廊下型 3階建を想定】
 25年度当初 約1,950万円/戸 →26年度当初 約2,590万円/戸 →27年度当初 約2,850万円/戸+α 21

3-5 UR都市機構への支援要請

1 支援要請の経緯

県営の復興公営住宅の整備に関して、「UR都市機構」への支援要請については、第一次福島県復興公営住宅整備計画を策定した平成25年6月以降に本格的に協議を開始した。この時点で、全体で概ね3,700戸のうち、いわき市に1,800戸を整備する計画であった。復興公営住宅の早期整備のため、このうちの1,000戸をUR都市機構に支援要請する方針を固めた。

平成25年11月26日に、UR都市機構と「福島復興及び再生に向けた復興公営住宅の整備に係る基本協定」(以下、「基本協定」という。)を締結し、佐藤雄平知事(当時)と上西郁夫理事長(当時)とが調印する協定締結式を執り行った。

平成25年12月に福島県復興公営住宅整備計画を改定(第二次計画)し、全体で4,890戸となったが、いわき市での整備予定戸数は1,760戸で、県内で最も多い状況は変わらなかった。

2 支援のための具体的な手続き

UR都市機構による災害時における公営住宅の整備に係る支援については、根拠規定である「独立行政法人都市再生機構法」(以下、「機構法」という。)第14条第3項、及び「機構法施行令」第4条に定められた要請が必要であった。UR都市機構に建設を要請する地区があるいわき市からも要請が必要であったため、それぞれの地区について、福島県といわき市における「UR都市機構に建設を要請することについて協議し、これに同意する」旨の協議・回答をもってUR都市機構に建設を要請した。

また、住宅整備に必要な基本計画検討や基盤整備工事については、「福島復興再生特別措置法」第30条により「機構法」第11条第1項に規定される業務を、UR都市機構が実施することが可能となったため、主に「機構法」第11条第3項第1号、第3号、第5号に規定される業務内容について、UR都市機構との受委託契約によって支援を受けた。

UR都市機構への支援要請に係る根拠規定

独立行政法人都市再生機構法

第11条

十六 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、第13条第1項に規定する国土交通大臣の求め又は第14条第3項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。

3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

- 一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理を行うこと。
- 三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備を行うこと。
- 五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給、管理及び増改築並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

第14条

3 地方公共団体は、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要があるときは、機構に対し、第11条第1項第16号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に関し、当該業務に関する計画を示して、その実施を要請することができる。

独立行政法人都市再生機構法施行令

第4条 法第14条第1項から第3項までの要請は、これに基づき業務を行うべき地区をその区域に含むすべての都道府県及び市町村が行うものでなければならない。

2 法第14条第1項から第3項までの規定による業務に関する計画には、当該業務を行うべき地区の名称及び区域、事業の内容(同項の規定による業務に関する計画にあつては、賃貸住宅の戸数)、事業の施行期間その他の基本的事項を記載しなければならない。

福島復興再生特別措置法

第30条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第1項に規定する業務のほか、福島において、福島地方公共団体からの委託に基づき、同条第3項各号の業務(特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。)を行うことができる。